

教育訓練給付金の指定講座の状況について（報告）

人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を労使が拠出する雇用保険より支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	- 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） - 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） - 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇 ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	- 受講費用の40%（上限20万円） - 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の10%（上限5万円）	受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）		
講座数	3,488 講座	1,424 講座	12,340講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ、原則、訓練期間が1年以上又は120時間以上であり、就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上） 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ、原則、訓練期間が1年未満又は120時間未満であり、就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和8年4月時点、受給者数は令和6年度実績。

地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付金の指定講座拡大の取組

- ・令和5年度第2回地域職業能力開発促進協議会より、地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付金の指定講座の拡大に取り組んでおり、取組状況については、中央職業能力開発促進協議会において報告。

地域職業能力開発促進協議会

地域協議会を通じた地域のニーズの把握 等

(令和5年度第2回～)

労働局、都道府県、労使団体、教育訓練実施者・関係団体、学識者など関係者が参画する地域協議会において、地域の訓練ニーズの把握及び教育訓練給付金制度による訓練機会の確保等について協議(※)。

(※)<協議の観点>

- ・地域で求められる訓練ニーズとは何か。
- ・地域の訓練ニーズが高い分野において、教育訓練給付金の対象講座は十分に指定されているか。
- ・地域の教育資源を活用して指定講座を拡大できないか。

報告

情報提供

厚生労働省本省

地域協議会の報告を踏まえた指定講座拡大の取組の実施

地域協議会からの意見や要望等を踏まえ、訓練ニーズの高い分野を対象に指定講座の拡大を図るため、関係省庁と連携して業界団体等に対し講座指定申請勧奨や制度周知広報等の取組を実施。

報告

都道府県労働局

地域における指定講座拡大等の取組の実施

地域協議会における協議を通じて把握した地域の訓練ニーズにおける講座の確保等に向け、労働局の主体的な取組として、

- ・地域の教育訓練機関等に対する周知広報や講座指定申請勧奨
 - ・教育訓練給付金の利用勧奨
- 等を実施。

中央職業能力開発促進協議会

地域職業能力開発促進協議会等で把握した地域の訓練ニーズや取組の例

訓練ニーズに係る御意見

- ・ 人手不足の分野にも関わらず、県内の「輸送・機械運転関係」の指定講座数の割合が全国と比較し、低い状況。指定講座の拡大に向けた取組が必要。（岡山）
- ・ バス、タクシー等の運転手不足は深刻であり、県内の交通渋滞も著しい状況。運転手育成のため、教育訓練給付金を活用した取組・支援が必要。（熊本）
- ・ 介護、建設等の分野におけるエッセンシャルワーカーの担い手の育成のため、指定講座の充実、拡大が求められる。（富山）
- ・ 地域エリア内に自動車教習所が1校しかないが、指定講座化されておらず、運転手の育成・費用負担の両面から地域ごとに差が生まれることは危惧される。（青森）
- ・ 運送業への職種転換のため大型免許の取得を検討。居住地の近くに指定講座化された自動車教習所がなく、費用負担が大きい。（秋田）

地域における取組

- ・ 「輸送・機械運転関係」の指定講座の拡大に向け、指定自動車教習所協会を訪問し講座指定申請を勧奨。就職率等の要件を満たすこと等により、運転免許等の取得講座は、より高率の給付（給付率最大50%）の支援対象となり得るものであることから、「特定一般教育訓練」を中心に説明するとともに、会員教習所への周知及び申請勧奨の協力を依頼。（岡山）
- ・ 介護分野の実務者研修について、一般教育訓練（給付率20%）で既に指定講座化されている施設に対し、「特定一般教育訓練（給付率最大50%）」への移行申請を勧奨。就職率等の要件を満たすこと等により、当該訓練の対象となり得る旨を説明したところ、受講生への支援に繋がると前向きに検討いただけることとなった。（香川）

厚生労働省における教育訓練給付金の指定講座拡大の取組

- 令和8年4月、10月の講座指定申請の受付に向け、①給付制度を紹介するショート動画や申請手続、申請書類作成のイメージ動画等を活用し教育訓練施設への講座指定申請を勧奨、②業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけや、③SNS等による周知広報を集中的に実施。
- また、地域の訓練ニーズや日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）も踏まえ、戦略17分野やこれを支える建設、運輸・交通、介護等の社会インフラ関連分野において、既に一般教育訓練で指定を受けている講座については、特定一般教育訓練での講座指定申請を勧奨。

○教育訓練給付制度のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画。



<https://www.youtube.com/watch?v=AHrNPGBwCnc&t=1s>

○講座指定申請手続のご案内

※教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや申請書類作成のイメージを紹介する動画。



<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpiw&t=2s>

○業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

- 指定自動車教習所
- （建設車輛関係）登録教習機関
- デジタル等各種資格認定団体（約30団体）
- 介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）
- ドローン講習を実施する登録講習機関 **<国土交通省と連携>**
- 大学等 **<文部科学省と連携>**
- 全国産業人能力開発団体連合会 等

○SNS等による周知広報

- X、facebook、厚生労働省メルマガ等による周知を、申請受付期間（4月、10月の年2回）の前に集中的に実施

○給付率の高い「特定一般教育訓練」の指定講座拡大

- 一般教育訓練の講座のうち、就職率等の要件を満たすものは、より高い給付率の「特定一般教育訓練」での講座指定申請を教育訓練施設等に対して勧奨

建設分野等の教育訓練講座を運営する皆様へ

その講座、**特定一般教育訓練給付金**の対象になりますか？



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練^(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。（※）専門実践教育訓練（最大80%支給）、特定一般教育訓練（最大50%支給）、一般教育訓練（20%支給）
建設分野等には、施工管理技術検定の試験対策講座や技能講習など、**特定一般教育訓練給付金の対象とならる教育訓練が多数あり**、これらが**厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象**となります。
運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、**ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。**

1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる建設分野等の教育訓練

土木施工管理技術検定	測量士・測量士補	床上操作式クレーン技能講習	大型特殊自動車免許
建築施工管理技術検定	電気通信工事施工管理技術検定	移動式クレーン運転士免許	けん引免許
管工事施工管理技術検定	造園施工管理技術検定	クレーン・デリック運転士免許	フォークリフト運転技能講習
電気主任技術者試験	技術士（建設部門）	不整地運転車運転技能講習	無人航空機操縦士
電気工事施工管理技術検定	給水装置工事主任技術者試験	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン技能講習
電気通信工事担任者試験	危険物取扱者	運行管理者	玉掛け技能講習
電気工事士試験	ボイラー技術士免許試験	大型自動車第一種・二種免許	車両系建設機械運転技能講習
建設機械施工管理技術検定	建築物環境衛生管理技術者試験	中型自動車第一種・二種免許	宅地建物取引士資格試験
建築士	消防設備士	準中型自動車第一種・二種免許	高所作業車運転技能講習 等

2. 特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

給付内容	一般教育訓練	特定一般教育訓練
	受講費用の20% (上限10万円)	受講費用の最大50%(上限25万円) 40% + (上限20万円) 修了後1年以内に 資格取得・就職等した場合 追加で10%(上限5万円)
対象となる 教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は高率給付で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の・費用負担の軽減、・受講の促進、につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ 訓練期間、時間が基準を満たしていること 【通学制】 1か月以上1年以内かつ50時間以上（養成課程は3年以上） 【通信制】 3か月以上かつ1年以内（養成課程は3年以上）	✓ 講座実績が基準を満たしていること 過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること ・入講者の受検率80%以上、合格率が全国平均以上 ・修了者の在職・就職率が80%以上	✓ 施設責任者等が配置されていること ・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること ①専任の施設責任者 ②専任の設備責任者 ・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者配置されていること
---	---	--

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練をこれらの基準を満たすことにより、**特定一般教育訓練への移行が可能**です。ぜひ申請をご検討下さい。



詳しい指定基準・申請手続は、厚生労働省HP「教育訓練給付金の講座指定」のページをご覧ください

※建設分野等の施工管理技術検定や各種技能講習、運転免許資格取得講座や業務独占・名称独占・必置資格の取得を目指す講座への勧奨例



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00008.html